

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4462  
24年7月9日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953

# 「最賃」に左右される非正規雇用 生活改善につながる大幅アップを！

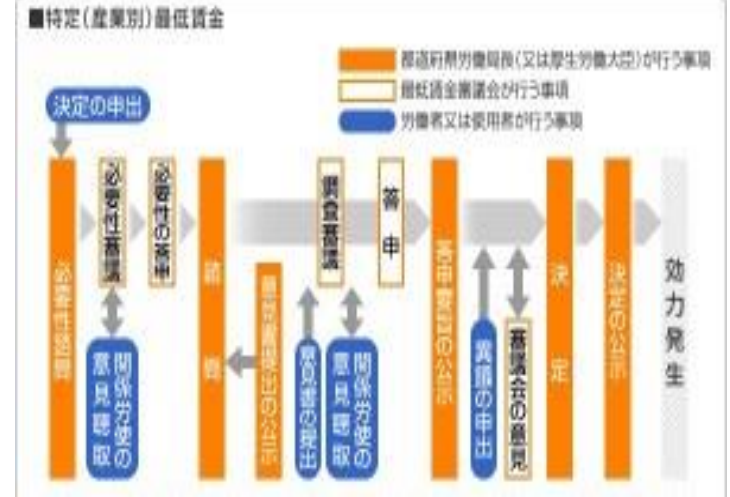
おはようございます。  
最近急な雨や厳しい暑さになるなど天候不順が多いです。体調管理に十分気を付けましょう。

6月25日から中央最低賃金審議会で、今年10月から適用される「24年度最低賃金」の目安の議論が始まりました。中央最低賃金審議会は、「労使」と「有識者」で構成され労働者の生計費と賃金動向、企業の支払い能力を考慮して、目安額を示します。現在の最低賃金は、全国加重平均で「1004円」。2023年の最賃の上げ幅は過去最高額で、初めて1000円の壁を突破しました。しかし物価高が続き、実質賃金は25か月連続で前年度を下回っており、過去最高の上

げ幅とは言え、生活改善には程遠いとも言えます。高水準の賃上げ妥結があった24春闘とはいえ、春闘の恩恵が及ぶのも大企業の正社員だけという話もあります。郵政の職場でも今春闘では非正規社員の賃上げは「ゼロ」でした。非正規で働く全ての労働者の生活改善につながる「大幅な最賃アップ」になるか、非常に重要な中央審議会の目安は7月下旬にも決定されます。

そしてこの目安額を踏まえて、各都道府県の地方審議会が地域の実情も考慮し最低賃金を決定します。長崎県の最低賃金は現在時給「898円」。隣の佐賀県よりも低く、全国最低ランクは脱出しましたが熊本・青森県などと並び全国で下から4番目の低さです。全国平均の「時給1004円」と比べると同じ仕事をしているのに、100円以上もの時給差があります。こんな理不尽なことが、許されていいのでしょうか？

政府は2030年半ばまでに、「最低賃金1500円」を目標にしていますが、これを「全国どこでも1500円、今すぐ1500円」にさせなければなりません。郵政ユニオンでは春闘において非正規社員の賃金引上げを繰り返し要求してきましたが、24春闘においても日本郵政は「昨年10月の最低賃金の改定期に賃金の引き上げを行っている」として春闘期における賃上げを拒否してきました。また2023年度の時給単価として郵政グループ平均で52円の引き上げ額と回答がありました



この不誠実な回答に対し、郵政ユニオンは物価高に負けない賃上げを日本郵政が率先して行うことを求めてストライキを構えたたかってきました。しかし、日本郵政は姿勢を変え、低賃金生活に苦しい社員が、余儀なくされている社員がいることに背を向け続けています。



が、これは地域別最低賃金の引き上げ43円にプラスして、年2回のスキル評価による加算給改定によるもので、日本郵政が自ら率先して引上げたとは到底、言えるものではありません。正社員に対するベースアップとは、大きな違いがあります。



OECD(経済協力開発機構)統計では、日本の最低賃金の伸び率は、名目・実質とも平均値の3分の1にとどまっています。世界でも最低水準です。

郵政ユニオンは最低賃金アップが、時給制で働く労働者の賃上げになるという認識で、厚労省前集会など中央だけでなく、各地の審議会に意見書を提出するなど例年以上の取組みを行っています。

労働基準法には「労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものである」とあり、賃上げは会社と労働者が話し合って決めることが原則です。しかし日本郵政のように「非正規の賃金は、秋には最賃に連動して上がるから独自の賃上げは必要ない」という会社も多いのが現状です。春闘時に、会社に対して非正規社員にも責任をもって処遇や賃金改善を行わせるのは勿論ですが、夏の最賃闘争を全力でたたかい大幅最賃アップを勝ち取ることも重要です。この後も審議会の傍聴や集会など長崎でも行動が予定されています。皆さんの参加をお願いします。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。 期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。 めげせ、均等待遇を。 なんげ差別。 ユニオンは労基法裁判に勝利したんや！

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。  
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎の  
ホームページはこちら

